

『正義論』における嫉妬の位置づけについて

福家 佑亮

1. はじめに

¹ロールズ『正義論』の出版が政治哲学に「望ましき (desirability)」を巡る議論を復活させたと言われている。「復活」という言葉が当時の政治哲学を巡る状況を正しく捉えたものであるかはさておき、ともかく『正義論』が以降の政治哲学の発展に大きく寄与したことを否定するものはいないだろう。しかし見逃してはならないのが、ロールズが正義構想の妥当性を判定する上で「望ましき」に並んで「実行可能性 (feasibility)」の問題にも取り組んでいた点である。クカサスとペティットが指摘しているように、正義の二原理が表明しているのは、「ユートピア的な価値ではなく、達成可能な価値なのである」(Kukathas and Pettit[1990]p.9 邦訳 12 頁)。

ところで実行可能性を考慮する時には現実との距離の取り方が問題とならざるを得ない。余りに現実を無視した理論には、適用可能性を度外視した空理空論に陥る可能性がつきまとう。他方余りに現実に譲歩した理論では、現状維持的になり規範理論としての意義を失ってしまう恐れがある。ここから浮かび上がってくるのは、理論構築における事実の取捨選択の問題、すなわちどのような基準から理論に組み入れる事実を選別するかという問題である。本稿の目的は、ロールズの前初状態における嫉妬という事実の取捨選択について、現在英米圏の政治哲学で盛んに論じられている理想理論と非理想理論

¹ Rawls, John(1971) *A Theory of Justice*. The Belknap Press of Harvard University Press, 1971; revised edition, 1999. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 [改訂版]』紀伊國屋書店、2010 年)。ロールズ『正義論』からの引用・参照にはあたっては、TJ と略記し、最初に原書のページをつけた後、スラッシュの後に改訂版のページをつけ、最後に邦訳書のページを表記する。なお引用にあたっては、部分的に訳し直した箇所もある。

をめぐる議論から得られた知見を用いつつ、不整合が生じていると考えられている部分に整合的な解釈を与えることである。

しかしこの目的を達成する為には、そもそも政治哲学にとって実行可能性という問題は重要ではないという批判に対して、何かしらの答えを与える必要がある。本稿は特にコーエンのロールズ批判を取り上げ、コーエンの議論を完全に斥けるのではなく、実行可能性の問題を考慮に入れることが適切な場合が存在することを示すことで、実行可能性の問題に携わるロールズの立場の擁護を試みる。

本稿の構成は以下の通りである。二節では、ロールズの理想理論について三つの観点から整理を行う。三節では、原理を事実に定位させることに対するコーエンの批判を取り上げ、政治哲学の役割についての見解の相違に着目することでコーエンの批判からロールズを擁護する。四節では、『正義論』における嫉妬の位置づけを検討し、原理を事実に定位させるロールズの基本方針と嫉妬の取り扱いの間には一見したところ不整合が存在することを確認する。五節では、この不整合を解消するような解釈の提示を試みる。

2. ロールズの理想理論の特徴

理想理論と非理想理論が問題にされる時、まず何よりも規範理論のどの条件に理想化が行われているかを明確にするのが重要である。ハムリンとステンプロフスカが指摘するように、同じ規範理論がある条件には理想的な想定を、別の条件に関しては非理想的な想定を設定することがあり得るからだ (Hamlin and Stemplowska[2012]p.49)。本稿では、ロールズの理想理論の特徴を (a) 厳格な遵守 (b) 完全な正義の構想 (c) 原理を正当化する理由のうちに事実が含まれる (以下ではこれを事実感応性と呼ぶ)、という三つの観点から整理したい²。

² 理想理論と非理想理論に関する文献のサーベイ並びに両者を分ける対立軸の種類に関し

ロールズは理想理論と非理想理論の違いについて次のように述べている。

第一の理想的な部分は、厳格な遵守 (strict compliance) を想定しており、好ましい状況下におかれた秩序だった社会を特徴づける諸原理の案出を行う。この部分は完全に正義にかなった基礎構造とそれに対応する——人間の生活の不変の制約下における——人々の義務と責務の構想を展開する。[……。]。第二の理想的でない部分は、正義の理想的構想が選択された後に捻出される。そうして初めて、当事者達はあまり幸福でない状況下でどの原理を採用すべきかを問うことになる。(TJ 245-246/216 邦訳 331 頁)

理想理論が想定する厳格な遵守とは、正義感覚 (sense of justice) を備えた秩序だった社会 (well-ordered society) の市民達が、「全員が正義にかなった行為をし、正義にかなった制度を維持する自らの役割を果たす」ように振る舞うことを意味している (TJ 8/8 邦訳 13 頁)。しかしこの厳格な遵守は、シモンズが指摘するように基礎構造に適用されるあらゆる正義の原理に市民達が愚直に従い続けることを想定しているのではない (Simmons[2010]pp.9-10)。厳格な遵守の条件下でも、「道徳心理学に関する一般的事実を含む」重要な事実を考慮した結果、遵守に多大な負担を要する原理に関しては、合意に至らない可能性が残されている (TJ 145/125-126 邦訳 196-197 頁)。実際、功利主義は、原初状態が取り消し不可能で全生涯にわたって甚大な影響を及ぼす契約を結ばなければならない環境であるが故に生じる「コミットメントの緊張 (the constraints of commitment)」に耐えられないことを理由に斥けられている。厳格な遵守は正義構想に従って行為することが可能かどうかを検討する余地を残したものである。

ては Valentini[2012]や Hamlin and Stemplowska[2012]を参照。

それでは厳格な遵守が想定された社会とはどのような社会であるのか。厳格な遵守が想定された社会とは、意図的に正義の原理を破る、あるいは正義にかなった原理に従おうとするが歴史的または自然的な偶発的条件から、正義の原理を破らざるを得ないような危機的状況に陥っていない社会のことである (Simmons[2010]pp.12-18)。具体的には刑罰の理論や正戦論、市民的不服従といった問題は非理想的理論の管轄下に置かれ、厳格な遵守の条件下では直接の議論の対象にはならない。

もちろん、理想理論が構築された後に展開されるからといって、非理想理論が軽んじられているわけではない。ロールズは非理想理論が扱う問題も喫緊の問題であることを認めている。それでも理想理論の構築が、非理想理論に先行するのは「これらの差し迫った諸問題の体系的理解の唯一の基礎を理想理論が提供する」役割を持ち、「完全に正義にかなった社会の本性と目標が正義の理論の根本的な部分をなす」からである (TJ 9/8 邦訳 13 頁)。

ここにロールズの理想理論の二つ目の特徴が存在する。理想理論の役割は、それに照らして現今の社会の不正義を測定し、改革のための指導的目標を与えてくれるような完全に正義にかなった社会を描き出すことにある (Stemplowska and Swift[2014]p.117)。ロールズは、我々には「完全な正義からの逸脱の程度によって特定される最も深刻な不正義から始めて」深刻さの程度に沿って、不正義に対応する(自然的)義務があると考えているのである (TJ 246/216 邦訳 331 頁)。理想理論で得られた辞書的配列を満たす正義の原理を非理想的状況に適用することで、どの不正義が重要な問題であるかを見極め、我々の最も重要な価値を犯す不正義から順に対処することが可能になるのだ。

ここまでロールズの理想理論は、厳格な遵守を想定した下で長期に渡って指導的な役割を果たす正義の理念の追求を目標とする点でユートピア的性質を備えたものとなっている (松元[2012]131 頁)。それでは原理の事実感応性

についてロールズの立場はどうだろうか。

ロールズは原理選択の局面で原理にある種の事実を反映させないよう細心の注意を払っている。手続き的正義の理念にのっとり、契約環境を公正なものに整えるために、無知のヴェール (veil of ignorance) の背後で原初状態 (original position) の当事者達 (parties) が契約に臨むことはよく知られている。無知のヴェールの眼目は、特定の事実を当事者達の考慮事項から除去する点にある。すなわち無知のヴェールは「互いを反目させ自らの利益になるように自然的・社会的状況を食物にしようとする気を起こさせる特定の偶然性の影響」を原初状態から除去するために導入されたのであった。社会的地位や階級に関する社会的偶然性や生まれ持った才能や資質に関する自然的偶然性は勿論のこと、自身の善の構想や属する社会がどの程度の発展レベルに達しているか、などの情報も当事者達には遮断されているのである (TJ 136-137/118-119 邦訳 184-186 頁)。無知のヴェールの結果、当事者達に残されるのは全員に共有され同じように使用可能な一般的事実だけである。

無知のヴェールがなければ正義原理の導出が覚束なくなるという叙述は (TJ 140/121 邦訳 190 頁)、原初状態では事実が全く重要ではないという印象を与えかねない。だが無知のヴェールに遮断されることのない一般的事実が、原初状態の公平性を担保するための情報制約に劣らず、正義原理の選択において極めて大きな役割を果たしていることをロールズは強調する。

従って、〈正義の根本をなす原理が、社会における人々のあり方に関する自然本性的な事実に当然ながら依拠している〉という点においては、契約説は功利主義に同意する。この依存関係は、原初状態の記述によって明確にされている。つまり当事者達の意味決定は一般的な知識に照らしてなされている。(TJ 159/137 邦訳 215 頁)

ここで一般的知識として考えられているのは、人間の心理と社会に関する「真であり、十分に一般的である」知識である（TJ 143/124 邦訳 214 頁）。とりわけ当事者達の合理性と正義感の設定に大きな役割を果たす経済学と道徳心理学に関する知識が重要であるが、その他の社会科学や自然科学から得られる知見も一般的事実の中に含まれている（Freeman[2007]p.155）。

ではどのような形で一般的事実は原初状態に組み込まれているのだろうか。一般的事実は、①契約が生じる正義の状況、②当事者達の知識、③当事者達の合理性や正義感を記述する際の参照点、という形で原初状態に組み込まれている。①ロールズは、正義という主題そのものが、穏やかな財の希少性（正義の客観的状況）と限定された利他心（正義の主観的状況）という、人間の心理と社会に関する事実の存在をもってはじめて成立すると考える点でヒュームを踏襲している。つまり正義の状況が存在しなければ正義という徳はそもそも必要とされないのである（TJ 126-128/109-111 邦訳 170-172 頁）。②当事者達は、右で述べた一般的知識に加えて自らの社会が正義の状況を満たすという事実を知っている。③当事者達の合理性に関しては、経済学などで標準の合理的選択理論が、正義感覚に関してはコールバーグをはじめとする『正義論』刊行時に経験的心理学において受容されていた諸理論が記述の裏付けとして用いられている（井上[2013]23-24 頁）。ロールズが一般的事実を用いるという指針に忠実であるかという問題は別途検討を必要とするが³、

³ ロールズが自ら立てた指針から逸脱しているのではないかという疑念は、合理性の最終段階で導入される「アリストテレス原理」に至って最も強くなる。アリストテレス原理を簡潔に説明すれば、他の条件が等しければ、より複雑な能力の行使を楽しむという人間の動機に関する想定である（TJ 426/374 邦訳 560 頁）。卓越主義が透けて見えるこの原理が自らの方法論と逸脱することに気づいていたのか、ロールズ自身も進化論的な説明の可能性を匂わせた後で、善の定義はアリストテレス原理抜きでも成立すると述べている（TJ 433/380 邦訳 568 頁）。しかしそれにも関わらず、本来一般的知識に基づかせるべき正義感覚の習得の第二段階（連合性の道徳）をアリストテレス原理に依存させて説明している点は、逸脱の存在をはっきりと証立しているように思われる（TJ 471-472/412-413 邦訳 618 頁）。この問題についての詳しい検証は、井上[2013]20-21,24 頁を参照。アリストテレス原理を擁護する議論としては Weithman[2011]pp.99-102 を参照。ヴァイスマンは、進化論的説明に着目するが、何ら進化学研究上の証拠を挙げておらずその議論は根拠のない推論にとどまっておらず説得力に欠けていると言わざるを得ない。

ともかくこれらの事実が原初状態に編入されることで、実現可能な正義構想の数が縮減され、更に当事者達の動機構造が肉付けされることで、乏しい情報の下でも正義の原理を選択することが可能になるのだ（TJ 159-160/138 邦訳 215-216 頁）。

以上の検討で明らかとなったのは、ロールズの理想理論にはユートピア的側面と現実主義的側面が混在しているということである。前者には、厳格な遵守と完全な正義の観念、後者には原理の事実感応性が対応する。重要なのは、原理が事実感応的といっても、その事実は一般的事実に限定されており、契約環境の公平性を損なうような具体的事実は排除されていることだ。この点は五節における事実の取捨選択の問題にも関わってくる。だがその前に、そもそも原理は事実感応的であるべきではないという議論からロールズを擁護する課題が我々には残っている。三節では原理の事実不感応性を擁護する立場から、ロールズのこの現実主義的側面に手厳しい批判を加えたコーエンの批判を検討していく。

3. コーエンのロールズ批判の検討

ロールズの正義の原理の事実感応性について、とりわけ格差原理の正当化にあたって、市場社会における利益最大化行動を所与として扱っている点を厳しく批判したのが G.A.コーエンである。

コーエンは、ロールズが「根本原理（fundamental principle）」と「統御ルール（rules of regulation）」を混同していると批判する。コーエンによれば、根本原理が、事実に依存しない我々の確信（convictions）やコミットメントなどの価値を表明するものであるのに対して、統御ルールはその根本原理を具体的な状況で実現し様々な価値の達成に奉仕する役割を持つ（Cohen[2008]p.277）。価値を個別具体的な状況下で効率よく実現するためには、当該の環境を取り巻く事実的な状況を勘案する必要があり、統御ルール

の考案には事実的な考慮が関わってこざるを得ない。しかも統御ルールは、正義以外の様々な価値、例えば平等や効率性などの価値を総合的に勘案した上で下される判断だから「正義」という根本的な価値のみに関わるものでもない。

もちろん、コーエンは統御ルール自体が不要の産物であると主張しているのではない。加えて、統御ルールを導出する装置としての原初状態に異を唱えているわけでもない⁴。我々の普段の生活を律する規則として統御ルールは欠かせないものである。しかし、問題になっているのは統御ルールが仕えるべき価値やコミットメントの次元である。ロールズ、そしてより一般に構成主義者たちは「正義とは何か」という根本原理にかかわる問題を、「我々の共通の生活」を統御すべきルールは何かという問題にかえることで、我々の価値やコミットメントにかかわる問いの中に事実を流入させ、更には正義以外のパレート原理や安定性、公開性といった価値を混ぜ込むことで、「正義」とは何かという問いに対して混乱した答えを与えているのである（Cohen[2008]pp.283-284）。

正義と正義以外の価値が混同されているというコーエンの指摘も興味深い。以下では根本原理と事実の関係に焦点を絞る。問題は根本原理が事実を反映しないという主張をいかに説得的に展開できるかにかかっている。ここではコーエン自身が用いる、約束の例を用いてコーエンの議論を確認していこう。コーエンの議論はシンプルである。例えば、「約束をした人が成功裏に彼らのプロジェクトを追求できるのは約束が守られた場合に限られる（Fact: 以下 F は Fact を指す）」という事実を理由として「約束を守るべきだ（Principle: 以下 P は Principle を指す）」という原理を採用している人が存在している。その人に更に F が P を支持する理由を与えるのは何故かと聞いて「我々は

⁴ 統御ルールとしてのロールズの正義の二原理に対してもコーエンは批判的である（Cohen[2008]p.278）。

人々がプロジェクトを追求するのを手助けするべきだ (P1)」という新しい原理を持ち出したとしよう。F が P を支持する理由を P1 が与えるとは、「我々は人々がプロジェクトを追求するのを手助けするべきだ (P1)」と「約束をした人が成功裏に彼らのプロジェクトを追求できるのは約束が守られた場合に限られる (F)」が組み合わせられて、「約束を守るべきだ (P)」が導出されるという関係を意味している。そしてこの原理 P1 は F の真偽に関係なく妥当するという意味で F に関する事実不感応な原理である。何故なら、F が間違っており、約束を破ることが人々のプロジェクト追求に貢献するとしても、人々のプロジェクトの追求を援助するべきだという原理 P1 は何の影響も被らないからである (Cohen[2008]pp.232-234)。

もう少し抽象的に表現すれば、コーエンの事実不感応な根本原理の擁護は三つの前提に支えられている。①もし F が原理 P を支持する理由であるならば、F が P を支持する理由の説明が必要である。②そしてこの説明は、F の真偽に関わらず保持されるという意味でより究極的な原理 (P1) によって与えられる。もっとも、①と②の前提だけだと、原理の無限後退が生じる可能性が存在する。しかし、③ある原理を支持する人は原理と原理を支える諸根拠を明確に把握している、という自己理解に関する規定 (the self-understanding stipulation) から①②を無限に繰り返すことはできず、いずれいかなる事実の支持も必要としない事実不感応な原理に到達するとコーエンは主張する (Cohen[2008]pp.236-237)。

コーエンの主張が正しければ、一般的事実を原初状態に含ませた形で導出される正義の二原理は、正義に関する根本原理たりえず、統御ルールでしかないことになる。もちろん、そもそもコーエンが定義する意味での根本原理をロールズが導出しようとしているのか⁵、また両者の違いは正義という言葉

⁵ この点でコーエンを批判し、コーエンが使う意味での根本原理の導出をロールズが目指している訳ではないという指摘は Williams[2008]pp.488-490 を参照。

葉の使い方の問題であって本質的な違いではないという指摘がロールズを擁護する側から行われるかもしれないが、差し当たってこれらの論点は取り上げず、論述を進めていくことにしたい。それではコーエンの主張にロールズはどう応答すべきか。以下ではミラーのコーエン批判を手掛かりとして議論を進めていく。

ミラーは、事実が原理を根拠づけるという時に前提とされている論理的关系に着目する。コーエンの根拠づけとは、事実 (F) が高位の原理 (P1) と組み合わせられることで、原理 (P) が導かれるという論理的含意 (entailment) を想定している。しかしミラーは事実が原理を根拠づける関係はこのような論理的含意以外にも存在すると主張する (Miller[2008]pp.33-34; [2013]p.22 邦訳 48-49 頁)。

A は B を論理的に含意する訳ではないが、A は B が真であるために必要とされる場合などは、A は B に対して前提的根拠づけ (presuppositional grounding) 関係にあると考えることが出来る (Miller[2008]p.34; [2013]p.22 邦訳 48 頁)。そしてもし根拠づけが論理的含意関係に限られないのならば、事実不感応な原理を必要としない形で、事実が原理を根拠づける関係があり得ることになる。まさに正義とそのような関係にある事実としてミラーが考えているものの一つが正義の状況である。正義の状況がなければそもそも正義の徳は必要とされないが、正義の状況それ自体はどのような正義の原理が採用されるかを決定することがない。穏やかな財の希少性と限定された利他心だけでは、正義の二原理や功利主義、リバタリアンの原理の内からどれが選択されることになるのかを予測することは出来ない。従って、前提的根拠づけの意味で、正義の状況は正義を根拠づけていると考えることが出来るのだ (Miller[2008]pp.36-38; [2013]pp.25-27 邦訳 51-54 頁)。

このミラーの批判に対してコーエンは再批判を加えている。コーエンの再批判のポイントは、正義とは何かという問題と、正義がいかなる状況下で適

用可能であるかという問題は別だという点にある。確かにミラーの指摘する通り、正義の状況がなければ、正義は必要とされないかもしれない。しかし、これもミラーが認める通り、正義の状況自体は正義の内容自体を規定するものではない。では正義の状況が正義といかなる関係にあるかという、いかなる状況において正義が可能かという正義の適用 (application) の問題に過ぎないとコーエンは主張する。従って正義の状況は正義の適用に関わる問題であって、正義という原理の内容の根拠づけに関わる事実ではないのだ (Cohen[2008]pp.331-336)。

右の正義の状況と正義の関係についての議論が示唆しているのは、正義という原理は、いかなる事実にも関わらず成立するもの、すなわち正義の状況のような事実が成立しない状況においても成立するような、あらゆる可能世界を射程に含んだ原理であるとコーエンが考えているということである (Pogge[2008]p.463)。実際、コーエンは、事実が原理を根拠づけるという時、その根拠づけを必要十分条件で理解しているように見える。すなわち、あらゆる可能世界で通用する根本原理が存在し、ある事実が存在しかつその場合に限り、その事実は正義の原理を根拠づけるという立場に事実感応性を支持するものたちはコミットしているという想定である (Pogge[2008]pp.465-466)。

しかしながら事実が原理を根拠づけるという時、必要十分条件の意味で根拠づけを理解する必要があるのだろうか。むしろポグゲが指摘するように、ロールズをはじめとする構成主義者は、原理の成立にあたって事実は十分条件に過ぎず、特定の事実が存在する以外の世界で正義の原理が成立するかどうかに関しては判断を保留しており、あらゆる可能世界で通用するような原理に必ずしもコミットしない形で議論を展開しているように思われる (Pogge[2008]p.468)。

以下の『正義論』からの引用はそのような解釈を示唆するものとなっている。

さてこうした見解は、道徳哲学を世界創造の倫理の研究へと変えてしま
う。つまり全ての可能世界の中で最善の世界はどれであるのかを決定す
る際に、全知全能の神が心に抱くかもしれない反省についての考察に帰
してしまう。[……] だがこの倫理は人間の理解力を超えているように思
われてしまう。(TJ 159/137-138 邦訳 215 頁)

以上の議論をうけて両者の立場をどのように評価すべきなのか。ここで本
稿は、理論の事実感応性はその理論が何を目的とするかによって変化すると
いうヴァレンティーニの指摘に着目したい (Valentini[2012]p.660)。つまり、
そもそも政治哲学という営みが何を目的とするかという問いに関して両者は
異なる見解を抱いており、両者の目的に照らして考えれば、各々にとっての
事実感応性の適切さの基準は変化するという主張である。

コーエンにとって、政治哲学とは第一に実践ではなく真理探究に関わる「哲
学の一分野であって、規範的な社会テクノロジーの一分野ではない」
(Cohen[2008]pp.306-307)。政治哲学に実践上の効用があることをコーエンは
否定しないがそれが政治哲学の存在理由であってはならない。政治哲学者が
取り組むべき課題は、「たとえ何を考えるべきかが実践的に重要でなくとも、
何をすべきかではなく、何を考えるべきか」なのである (Cohen[2008]p.268)。

対してロールズにとって政治哲学の役割は実践的である⁶。正義の構想は
「社会生活の実践的要求を充たし、それに照らして市民達がお互いに共通の
制度を正当化するところの公共的な基礎を生み出すために作られている」の
である (Rawls[1999]p.347)。政治哲学の役割が、この社会に住まう我々に行
為と正当化の指針を与えることに存するなら、人間の心理と社会に関して成

⁶ 社会の公共的な政治文化の一部としての政治哲学が持つ役割については
Rawls[2001]pp.1-5 邦訳 3-9 頁を参照。

立している一般的事実を無碍に扱うことは出来ないだろう。ロールズの目的の下では、原理に一般的事実を反映させることは一定の妥当性を備えた方法であると考えられるのである。

両者の政治哲学観の差異に訴えかける本稿の議論に対しては、問題を先送りにしただけだという非難が加えられるかもしれない。もちろん、決定的な結論を下すためには、政治哲学の役割とは何かという更なる難問に踏み込む必要がある。だが本稿の目的がコーエンの主張を決定的に反駁することではないことを考えれば、ロールズが考える政治哲学の目的の観点から見た時、事実感応性自体は非難されるべき想定ではないという消極的な結論で十分であると考えられる。

4. 『正義論』における嫉妬の位置づけ

4.1 嫉妬をめぐる議論の概略

原理が事実感応的であること自体は、少なくともコーエンが批判するほどには、理論の致命的な欠陥ではないことが明らかとなった。しかし事実感応的といっても、あらゆる事実が与件として理論に組み込まれるわけではない。余りに多くの所与の事実は、規範理論の構造を歪め、不必要に保守的で現状肯定的な結論を導きだしかねない。実際、ロールズもあらゆる事実が理論の導出に重要であるとは考えておらず、人間の心理と社会組織の動態に関する知識、とりわけ心理学と経済学から得られた知見を重く見ていたことは既に指摘したとおりである。

だがロールズが一般的事実の重視という自らの方法論に忠実に議論を進めているのかという点は別途検討を要する問題である。ここで着目すべき点は、当事者たちの合理性に関して、標準的な社会理論で用いられる合理性とは異なる「ひとつの本質的な特徴に関する例外」を設けるとロールズ自身が明言していることである（TJ 143/123-124 邦訳 193 頁）。すなわち原初状態の当事

者達は嫉妬 (envy) の感情に苦しめられることがないという想定である。ロールズは、当事者たちの合理性に関して、「合理的な個人は嫉妬に悩まされない」という「特別な想定」を行っていたのであった (TJ 143/124 邦訳 194 頁)。

ロールズは嫉妬の問題を恥 (shame) や屈辱 (humiliation) などの特殊な心理の問題の代表例として扱い (TJ 531/465-466 邦訳 696 頁)、これら特殊な心理に関わる情報を纏めて原初状態から排除している (TJ 158/137 邦訳 194 頁)。だが嫉妬を特殊な心理の問題として原初状態から排除してもよいのであろうか。このような疑問が呈されるのは、嫉妬に苦しめられるという事態は、「真であり、十分に一般的であるべき」という一般的知識の条件を充たしているように思われるからだ。ロールズがいかなる意味で「特殊な心理」という言葉を扱っているかという問題を考慮から外しても、ロールズの想定とは反対に、人間は嫉妬に悩まされやすい存在であるという人間心理に関する一般的知識は、原初状態においても考慮されるべき事実であるように思われる。

無論ロールズも、自身の嫉妬の取り扱いについて批判が加えられることを承知している。恥や恥辱なども含む感情の問題を考慮しないのは「非現実的」という批判に対して、二段階の議論 (two-stage argument) を提示して応答している (TJ 143/124 邦訳 194 頁)。第一段階である原初状態では特殊な心理の問題は存在しないかのように扱われるが、第二段階の秩序だった社会において、嫉妬をはじめとする有害な感情が強まることなく内的な安定性⁷が達成されたことをもって、嫉妬の問題の解決に代えようとするのが二段階の議論である。

以上が嫉妬に代表される特殊な心理の問題をロールズが扱う方法であるが、やはりこの方法には疑問を持たざるを得ない。勿論この疑問は、嫉妬に関する議論が安定性に関係しないといった主張や、安定性がロールズの議論の中で果たす重要性を過小評価するものでは全くない。安定性が重要であること

⁷ 内的な安定性についての詳しい説明は Weithman[2011]pp.43-51 を参照。

はつとに指摘されており、理論的には無限の格差を許容し得る格差原理の下で、貧富の差が余りに大きいため不合理だとは看做されないような「申し訳の立つ嫉妬 (excusable envy)」が生じないかという懸念は、ロールズが自尊心などとも関連させつつ論じている重要な論点であり、正義原理の安定性を確認する上でもかかせない議論である (TJ 534-537/468-471 邦訳 701-705 頁)。だがやはり、原初状態における原理の選択において考慮されるべき一般的知識に嫉妬が分類されるかどうかという問題と、秩序だった社会において過度の嫉妬が醸成されず安定性が獲得されるかどうかという問題は、問題の次元が異なっていると考えざるを得ないであろう。従って、第一段階において嫉妬を排除する説得的な根拠が存在するかどうかの問題となる。実際ロールズも第一段階において嫉妬を排除する理由を提示しているのである。

以下では、嫉妬の定義から始めて、ロールズが考えるところの第一段階の議論において、いかなる理由から嫉妬に関する情報が当事者から排除できるのかについて詳しく検討していく。そして嫉妬の問題を原初状態から排除することがロールズの方法論的立場と一貫しているかどうかに関する暫定的な結論を与える。

4.2 事実感応性と嫉妬の取り扱いの間の不整合

まずは一般的な嫉妬 (general envy) と特定の嫉妬 (particular envy) の区別からはじめよう⁸。特定の嫉妬とは、愛情や名誉の追求に敗れたものが、競合相手が所有する、まさに自分が獲得できなかった財を妬む時に生じるものとされる。従って特定の嫉妬は、競争や勝負に典型的な嫉妬と考えることが出来る (TJ 531/466 邦訳 697 頁)。

しかし嫉妬の問題を考えるときにロールズの念頭にあるのは、特定の嫉妬ではなく一般的な嫉妬である。一般的な嫉妬とは、自身が獲得できなかった

⁸ 以下では、議論の簡略化のためロールズに従い財という言葉は基本財を指すものとする。

特定の事物に対してではなく、財一般に対して向けられる嫉妬のことを指す。例えば、財に関する獲得競争がなかったにも関わらず、富裕層が所持する所得や機会へ向けられる嫉妬が、一般的な嫉妬である(TJ 531/466 邦訳 697 頁)。

このような一般的な嫉妬の特徴として、他人が自分より多くの財を所持している場合に、他人の所有が自分の財を減少させずとも、敵意を持って他人の財の所有を眺める傾向が存在する。つまり、彼此の所有の格差が、正当または不当な財の取得に由来するに関わらず、単に自分より多く財を所有する他人に嫉妬は向けられるのである。この点で嫉妬は、特定の道徳原理の視点から、財の格差を不正な制度や行為に起因するとして非難する憤慨(resentment)と区別される、非道徳的な感情と考えられている(TJ 533/467 邦訳 698-699 頁)⁹。そして嫉妬に悩ませられる人間は、我々の所有する財を犠牲にしても、他人の所有する財を減少させようとする。嫉妬に取りつかれた人間は、彼此の財の格差を十分に縮めるためには、彼此の状況を共に悪化させることを辞さない。従って、嫉妬とは、単に自身より多くの財を保有する者に対して、彼此の財の所有量の差を縮減させるために、自身の財を犠牲にしても、他者の財の所有量を減少させようとする感情なのである(TJ 532/466 邦訳 697-8 頁)。

このような特徴を持つ嫉妬は「単純性と道徳理論」上の理由から原初状態から排除できるとロールズは考えている(TJ 530/465 邦訳 696 頁)。単純性を理由とする議論は次のような形をとる。選択過程の複雑化を防ぐために原理の選択が偶発的な要因に左右されてはならない、という理由から嫉妬を含む特殊な心理にまつわる情報は原初状態から排除される。ところである個人がどのような状況でどの程度嫉妬の感情を抱くかは個人によって異なっている。このような個人の性向に由来する知識は、個人の選好や善の構想と同様に偶

⁹ 必ずしも道徳的な意味を前提としない功績概念が嫉妬と関連する点については Ben-ze'ev[1992]pp.560-565 を参照。

発的な要因に属する。従って嫉妬は原初状態から排除されるというわけだ(TJ 530/464-5 邦訳 695 頁)。またこの単純性に関する議論からロールズが「特殊な心理」という言葉で具体的な個人が様々な感情をいかなる状況下でどの程度の強さで抱くかといった、我々具体的な人間に備わった個人的な性向を問題としていることが分かるだろう。

道徳理論上の理由に移ろう。既にロールズが『正義論』第二十四節で触れているように(TJ 144/124-5 邦訳 194 頁)、嫉妬は彼此の基本財の減少を招きかねない点で、出来る限り多くの基本財を得ようとする当事者の合理性の観点からすると、集合的に不利益をもたらす可能性のある感情である。しかも、嫉妬は憤慨とは異なり、道徳的原理に関わらず自分より裕福な他人に向けられる感情である点で、非道徳的な感情であった。そして、実際このような性質を持つ嫉妬は、悪徳(vice)として今までの道徳理論では避けるべきものとして考えられて来たのである。従ってこのような悪徳に、原理の選択が左右されないことが道徳理論として望ましいのである(TJ 530/465 邦訳 695-6 頁)。

この二つの理由を挙げて、ロールズは原初状態からの嫉妬の排除を正当化できると考えている。しかしこのロールズの議論が成功しているとは言いがたい。

ここに根本原理の選択に一般的知識を反映させようとするロールズの方法論的立場と、嫉妬の取り扱いの間の不整合を指摘するのがトムリンである(Tomlin[2008])。確かに、個人の気質や社会的環境によって変化を蒙る、どの程度嫉妬深い人間であるのか、またどのような状況において嫉妬を感じ易いのかといった特殊な心理に関する情報は、無知のヴェールにより当事者達から遮断されるであろう。しかし、ある個人がどれほど嫉妬しやすいかという特殊な心理に関わる事実と、一般に人間が嫉妬しやすいという事実は区別することが出来る。トムリンが指摘するように、もし一般に人間が嫉妬に抗

いがたく、嫉妬に陥りやすい存在であるならば、その事実を人間の心理や人間社会に関する一般的な知識として数えることは、十分に妥当な主張であると思われる (Tomlin[2008]p.116)。事実ロウルズ自身も、ある特定の環境において人間は嫉妬から逃れられない存在であることを認めているのである。

けれども時として、嫉妬を引き起こす状況が極めて切迫しているがために、あるがままの人間として (given human beings as they are)、恨みの感情 (rancorous feelings) を克服することを理にかなった仕方 (reasonably) 求めることができないのである。(TJ 534/468 邦訳 700 頁)

だが仮に嫉妬に関する情報が人間の心理や社会に関する一般的な知識であるとしたら、これらの知識は無知のヴェールによっては遮断されず、当事者たちが使用可能な一般的な知識のプールの中に含まれるはずだ。確かに、自他の基本財の減少を伴いうる点で、当事者の合理性から考えると、嫉妬は悪徳かもしれない。だがたとえ悪徳ではあっても、この悪徳が真であり、十分に一般的であるならば、当事者達在使用可能な知識から、嫉妬を排除する理由は存在しないはずである。従って「単純性と道徳理論」は、一般的な知識である嫉妬を原初状態から排除するに足る説得的な論拠ではない。ロウルズが嫉妬を除外する説得的な理由を提示できない限り、事実が道徳的原理の正当化にあたって重要な役割を果たすと考える事実感応的な立場と、特殊な心理の代表例とロウルズが考える嫉妬の取り扱いは、整合的な像を結んでいないという批判がロウルズに向けられるのは避けがたいように思われる。

あらゆる事実を原初状態に流入させることは無知のヴェールの想定に反し、あらゆる事実を原初状態から除去することも原理の選択を不可能にするならば、ロウルズに残された道は、無知のヴェールという装置自体は維持しつつも、ヴェールの厚さに手を加え、嫉妬に関する情報は当事者たちが使用可能

な一般的知識としてヴェールに遮断されることがないという立場を採用することであろう。だがこれは新たな問題を引き起こす。ロールズは、従来保守主義から平等主義的な思潮に加えられてきた、平等主義は嫉妬の表出に他ならないという批判を取り上げ、「仮説上誰も恨みや悪意に動かされない状況下で正義の構想が選択される」が故に、正義の二原理は「これらの感情に由来するものではない」として、保守主義者の批判は公正としての正義には当てはまらないと考えている（TJ 538/472 邦訳 706 頁）。だが原理選択に関わる一般的知識の中に嫉妬が含まれると考えるならば、このロールズの主張を額面通り受け取るのは難しくなるだろう。嫉妬に関する情報を原初状態に含めた場合、主張の整合性を保つためには、正義の二原理は嫉妬に基づいているという批判（Walsh[1992]p.20）に応じる必要が別途生じることとなるのである¹⁰。

事実感応性を維持しつつ一般的知識の中に嫉妬を含めることが出来ないロールズが陥っている状況をトムリンの言葉を借りて表現すれば次のようになるだろう。すなわちロールズは、事実感応的かつ嫉妬不感応的であることを望むが、実際には、嫉妬を排除する理由を提示できない限り、ロールズが採用可能な立場は、「事実不感応かつ嫉妬不感応かあるいは事実感応的かつ嫉妬感応的な」立場しか存在しないのである（Tomlin[2008]p.115）。

5. 一般的事実と理想理論の関係

五節では、四節で明らかとなった事実感応性と嫉妬の取り扱いの不整合を解消するような解釈の提示を試みたい。具体的には、事実感応性を保持しつつ、一般的事実から嫉妬を除去することを可能にする理由をロールズの理論から探すことが五節の課題となる。

¹⁰ 嫉妬を水準低下（leveling-down）を引き起こす感情と捉えた上で、平等論との関係を考察したものとしては Young[1987]pp.264-270 を参照。

候補となる理由の一つ目は単純化（simplification）である。単純化とは、ここでは複雑すぎる問題に対処するために、一時的に対象が持つ特定の属性を除去する操作のことを意味している¹¹。例えば、『正義論』では、「他の社会から孤立した閉鎖システム（a closed system）として」国民国家を捉え、その基礎構造に議論が限定されている（TJ 8/7 邦訳 12 頁）。勿論、他の社会からの影響を受けない孤立した国民国家の想定は、現実のグローバル化した社会の実像とは余りにかけ離れたものだ。しかし、「一旦このケースに妥当する堅固な理論を手に入れさえすれば、正義に関わる残りの問題もその理論に照らすことでより扱いやすくなることが判明している」のならば、閉鎖システムとしての社会という想定を非現実的として一蹴することはできないだろう（TJ 8/7 邦訳 12 頁）。将来の拡張可能性を残しつつ複雑性の縮減を施す単純化は、グローバルジャスティスのような極めて多くの要因が絡み合い複雑化した問題を扱う際には、規範理論にとって有用な理論的武器になり得るのである¹²。

一般的知識の原初状態からの排除も、右で素描したような閉鎖システムとしての社会と同様の単純化の操作と考えられないだろうか。つまり原初状態からの嫉妬の削除を、その結果得られた理論を足掛かりに、原初状態において嫉妬が含まれた場合どのような原理が選択されるのかを見極めるための単純化の産物と考えるのである。

しかしながら一見して明らかのように、結局この単純化では、最終的に嫉妬が原初状態の内に含まれることになり、ロールズが懸念していた保守主義からの批判を回避することが出来なくなる。単純化を一般的知識から嫉妬を排除するための説得的な理由と考えるのは困難である。

¹¹ この単純化の概念は、オニールの抽象化と理想化に関する議論（O'Neill[1989]pp.208-209）と上原・河野の議論（上原・河野[2013]）に示唆を受けたものである。

¹² だがほかならぬ国内/国外という区分、より根本的にはオニールが無害と考えた抽象化が規範の射程に与える影響に関しては上原・河野[2013]91-94 頁を参照。

二つめは一般的事実の中にも原初状態に含められるものと含められないものが存在し、嫉妬は後者のカテゴリーに該当すると考えることである。そもそも一般的事実でさえあれば、無条件で原初状態に含まれると考えるのは奇妙ではないだろうか。実際ルールズは、一般的事実に課せられる制約として、知識の単純性を挙げている。正義の構想は、市民生活の基礎を形成することが可能な公共的原理でなければならないから、その正当化に使用可能な知識の複雑性には制限が課せられるのである（TJ 142/122-123 邦訳 192 頁）。

ではルールズは嫉妬を排除するような条件を提示しているのだろうか。しかし残念ながらそうした条件をルールズは我々に対して明示してくれてはいない。ここで一旦ルールズから離れ、解釈の足がかりとして明らかに規範理論が反映すべきではない一般的事実とは何かについて考えてみたい。

この点に関してはエストランドのルールズ批判が我々に有益な示唆を与えてくれる。原理の事実感応性自体をエストランドは否定しないが¹³、一般的事実の中には、正義原理に反映されるべきではない事実が存在すると指摘する。「能力に恵まれた者が、能力に恵まれていないにも関わらず（自分と同じぐらい）裕福な者に嫉妬することは、人間本性の一部である」としたら、ルールズはこの正義汚染的事実（justice-tainting facts）を原理に反映させねばならなくなるとして、エストランドは動機づけや意志的なものに関するいかなる事実も正義原理の制約と看做されるべきではないと主張するのである（Estlund[2011]pp.225-229）。

何をもって正義汚染的¹⁴と看做すかなどの点について本稿で扱うことは出来ないが、確かにエストランドの批判は的を射ているように見える。一般的事実の中にも支配的イデオロギーや特定の社会環境の産物が混在している可能性があり、そうした事実を所与の事実として組み込むことは規範理論に致

¹³ エストランドとコーエンの立場の違いについては Estlund[2014]pp.129-130 を参照。

¹⁴ 事実の内どれが事実汚染的なものであるかを特定する作業はエストランド自身が先送りしている（Estlund[2011]p.227）。

命的な歪みをもたらす恐れがある。エストランドの批判が正しく見えるのは、たとえ一般的事実であろうとも、ありのままの心理的事実を原理に反映させることが規範理論を歪める可能性があることを明らかにしているからだ。

¹⁵議論をロールズに戻そう。それでは原初状態においてありのままの心理的事実を反映させることに制約をかける条件は存在するのだろうか。ここでロールズの理想理論を特徴づける厳格な遵守条件を思い出そう。厳格な遵守とは、秩序だった社会の市民達は「全員が正義にかなった行為をし、正義にかなった制度を維持する自らの役割を果たす」正義感覚を備えているということの意味していた。重要なのはこのような遵守を可能にする正義感覚は、明らかに我々が現実に有する心理的動機とはかけ離れているという点である（井上[2014]166-167 頁）。そしてもし正義感覚が我々のありのままの心理的事実と異なるものであるのならば、それは一般的事実の内容にも影響を及ぼすはずである。何故なら、正義感覚は原初状態でも使用することが許された一般的事実に定位して記述されるものであったからだ。正義感覚と我々が現実に持つ動機構造のズレは、一般的事実が現在の人間に観察可能な心理的事実を反映する必要がないことを意味している。

この正義感覚の理想性が嫉妬の問題を一般的事実から排除する理由となり得る。我々が特定の状況下において嫉妬から逃れることが出来ないという事実は、心理的事実の中に含まれるだろう。そして心理的事実である以上は、原初状態で使用可能な一般的知識の中にそのまま反映されるとは限らないのである。もちろんこれは無条件に心理的事実が排除されることを意味するわけではない。あらゆる心理的事実が排除されてしまえば、正義感覚の記述は不可能となるだろう。しかし心理的事実であれば無条件で原初状態に含まれるということもまた意味していない。嫉妬には、正義感覚の理想性から、当事者達が使用する一般的知識にはカテゴライズされない心理的事実

¹⁵ この段落の記述は井上[2014]166-168 頁の考察に全面的に負っている。

として排除される可能性が存在していると考えられるのである。

6. 結論

本稿でははじめにロールズの理想理論の特徴について概観した後、コーエンによるロールズ批判を検討し、行為や正当化の為の公共的な原理としての正義の構想にとって、事実感応性は必ずしも欠点を意味しないことを示した。後半部分では、まず事実感応性を受け入れた時に生じる事実の取捨選択に関する問題を具体的にロールズの嫉妬の取り扱いに即して検討し、嫉妬を原初状態の一般的知識から除外するロールズの態度は表面的には矛盾していることが指摘された。五節ではこの矛盾を解消する糸口をロールズの理想理論の中に見だし、厳格な遵守に関わる条件から心理的事実をそのまま反映させる必要がない点をもって嫉妬を一般的知識から除外する理由になり得ると結論づけたのであった。

もっともこれは嫉妬などの心理的事実を除去さえすれば、他のあらゆる一般的事実は原初状態に含まれてよいということを意味しない。これは正義汚染的な事実とは何かという問題系に関わってくるものであり、規範理論と事実の関係について更に進んだ考察を必要とする問題でもある。ロールズの場合は、更に反省的均衡をどう位置づけるべきかという問題が関わってくる。これらの問題は別稿をあてて検討することにしたい。

参考文献

* 欧語文献の引用に際しては邦訳のあるものは参照したが、引用に際しては適宜訳し直している箇所もある。

Ben-Ze'ev, Aaron(1992) "Envy and inequality," *The Journal of Philosophy*, 89: 551-581.

Cohen, Gerald(2008) *Rescuing justice and equality*. Harvard University Press.

Estlund, David(2011) "Human nature and the limits (if any) of political philosophy," *Philosophy & Public Affairs* 39.3: 207-237.

Estlund, David(2014) "Utopophobia," *Philosophy & Public Affairs* 42.2: 113-134.

Freeman, Samuel(2007) *Rawls*. Routledge.

Hamlin, Alan, and Zofia Stemplowska(2012) "Theory, ideal theory and the theory of ideals," *Political Studies Review* 10.1: 48-62.

Kukathas, Chandran, and Philip Pettit(1990) *Rawls: a theory of justice and its critics*. Stanford University Press. (山田八千子・嶋津格訳『ロールズ—『正義論』とその批判者達』勁草書房、1996年)

Miller, David(2008) "Political philosophy for earthlings," David Leopold and Marc Stears ed., *Political theory: methods and approaches*. Oxford University Press. (山岡龍一・松元雅和監訳『政治理論入門—方法とアプローチ』慶応義塾大学出版会、2011年)

Miller, David(2013) *Justice for earthlings: Essays in political philosophy*. Cambridge University Press.

O'Neill, Onora(1989) *Constructions of reason: Explorations of Kant's practical philosophy*. Cambridge University Press.

Pogge, Thomas(2008) "Cohen to the Rescue!," *Ratio* 21.4: 454-475.

Rawls, John(1971) *A Theory of Justice*. The Belknap Press of Harvard University Press, 1971; revised edition, 1999. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 [改訂版]』紀伊國屋書店、2010年)

Rawls, John(1999) *Collected papers*. Samuel Freeman ed., Harvard University Press.

Rawls, John(2001) *Justice as fairness: A restatement*. Harvard University Press. (田中成生・亀本洋・平井亮輔訳『公正としての正義 再説』岩波書店、2004年)

Simmons, John(2010) "Ideal and nonideal theory," *Philosophy & Public Affairs*

38.1: 5-36.

Stemplowska, Zofia, and Adam Swift(2014) "Rawls on ideal and nonideal theory,"
Jon Mandle and David A.Reidy ed., *A Companion to Rawls*. Wiley-Blackwell.

Tomlin, Patrick(2008) "Envy, facts and justice: A critique of the treatment of envy
in justice as fairness," *Res Publica* 14.2: 101-116.

Valentini, Laura(2012) "Ideal vs. Non - ideal Theory: A Conceptual Map,"
Philosophy Compass 7.9: 654-664.

Walsh, George(1992) " Rawls and Envy," *Reason Papers* 17:3-28.

Weithman, Paul(2011) *Why political liberalism?: on John Rawls's political turn*.
Oxford University Press.

Williams, Andrew(2008) "Justice, incentives and constructivism," *Ratio* 21.4:
476-493.

Young, Robert(1987) "Egalitarianism and envy," *Philosophical Studies* 52.2:
261-276.

井上彰(2013)「ロールズ『正義論』の再検討—第三部を中心に—」『社会科学研究』 第64巻 第2号、7-28頁。

井上彰(2014)「ロールズ—「正義とはいかなるものか」をめぐって」『理性の
両義性 岩波講座 政治哲学 第5巻』岩波書店、151-172頁。

上原賢司・河野勝 (2013)「事実の取捨選択と規範理論——ロールズ正義論に
おける〈国内／国外〉区分の理想化問題」、田中愛治監修、河野勝 編『新しい
政治経済学の胎動』勁草書房、77-105頁。

松元雅和(2012)「規範理論における 「現実」 の位置づけ: G・A・コーエン
のロールズ批判を手がかりに」『社会思想史研究』36号、127-144頁。

付記： 本稿は平成 27 年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（ふくや ゆうすけ 京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程

／日本学術振興会 特別研究員）